

寄付金の税額控除について

個人の皆様からの寄付金が、「税額控除」の対象になります。

これまでの、「所得控除」と「税額控除」のどちらかを選ぶことができます。

※ いずれの控除も、確定申告の手続きが必要です。

- 「税額控除」は2017年(平成29年)10月10日以降のご寄付から対象になります。
- 確定申告をされ、「税額控除」を受ける際は、領収書とともに島根いのちの電話が発行する「税額控除にかかる証明書」を添付してください。
(「所得控除」を選択される場合は、「税額控除にかかる証明書」の添付は必要ありません。)

【控除の計算方式】

A. 寄附金額の40%相当額を所得税額から控除

寄附者が、個人の寄附金について、確定申告時に税額控除制度の適用を選択した場合、次の算式により算出された額が、所得税額から控除されます。

税額控除額の算出式

$$\left[\text{税額控除対象寄附金} \text{※1} - 2,000 \text{円} \right] \times 40\% = \text{控除対象額} \text{※2}$$

この額が所得税額から控除されます

※1 税額控除対象寄附金：税額控除対象法人への寄附金額（総所得金額の40%を限度）
寄附金支出額が総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄附金となります。

※2 控除対象額は、所得税額の25%を限度

B. 所得控除額の算出式

次の算式により算出された額が、「寄付金控除」として、所得から控除されます。

$$\text{控除対象寄附金} - 2,000 \text{円}$$

算出された額は、年間所得の40%に相当する額が限度になります。

- ※ A（税額控除）か、B（所得控除）のどちらか有利な方を選択し、所得税の控除を受けることができます。
詳しくは、お近くの税務署におたずねください。